

保健 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 社会福祉係
☎476-1111(162)



確認じゃ！

◆ 2つの給付金の受付をしています

臨時福祉給付金

支給対象者

住民税の非課税者

※課税者の扶養親族や生活保護受給者等は除く

1人につき6千円

子育て世帯
臨時特例給付金

支給対象者

児童手当の受給者

※児童手当の所得制限限度額以上の方は除く

子ども1人につき3千円

現在、『臨時福祉給付金』及び『子育て世帯臨時特例給付金』の申請を受け付けております。
申請がまだの方は、お早めにお問い合わせいたします。

受付会場 大崎町役場 保健福祉課窓口
月曜日～金曜日 8:30～17:15まで

申請期限 平成27年11月6日(金) 17:15まで
(郵送の場合は、当日消印有効)

ご注意

- 臨時福祉給付金の申請には、申請者全員分の ①身分証明書(運転免許証、健康保険証、パスポート等) ②印鑑 ③通帳等口座番号がわかるもの が必要となります。
- 申請しないと給付金は受け取ることはできません。対象かどうか確認し、申請してください。



『臨時福祉給付金(簡素な給付措置)』や『子育て世帯臨時特例給付金』の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省(の職員)などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、
迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。